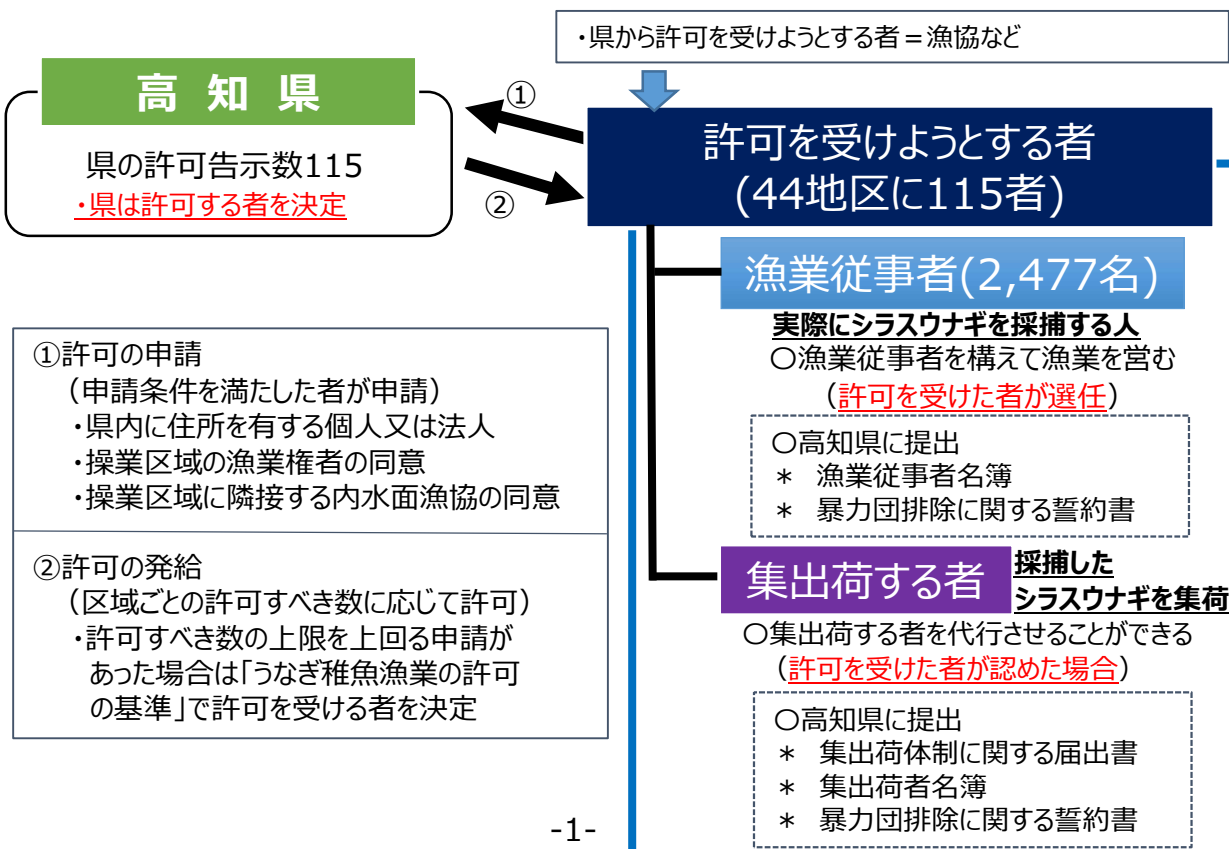


# うなぎ稚魚漁業の許可方針（案）の概略

## 1 知事許可漁業への移行について

- 令和5年12月1日にしらすうなぎが特定水産動植物に指定
- 特定水産動植物の採捕の禁止
  - \* 許可等に基づき行う場合を除き、特定水産動植物の採捕を禁止（第132条）  
⇒違反者に対する罰則は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金（第189条）
  - \* **採捕が可能な場合：許可漁業又は漁業権に基づいて漁業を営む場合**
- 令和5年度に特別採捕許可から知事許可漁業に移行

## 2 うなぎ稚魚漁業の許可の申請と発給



## 3 うなぎ稚魚業によるしらすうなぎの採捕、集荷、販売

